

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和6年11月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名

(単価契約) 電力の供給

(2) 特質、予定使用電力量等

仕様書のとおり

(3) 契約（供給）期間

令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

(4) 需要施設

ア 京都市上下水道局太秦庁舎

イ 京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館

ウ 京都市上下水道局水道部上高野ポンプ場

エ 京都市上下水道局水道部洛西配水場

オ 京都市上下水道局水道部藤尾ポンプ場

カ 京都市上下水道局下水道部京北浄化センター

(5) 需要施設の業種及び用途

ア及びイ 官公署（事務所及び博物館）

ウ、エ、オ及びカ 官公署（水道施設及び下水道施設）

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）

の前日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者。

(2) 申請日から参加資格確認の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱

(以下「要綱」という。) 第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

- (3) 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者であること。
- (4) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。
- (5) 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者(入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。)の電気供給条件(特別高圧・高圧)に準じた内容のものであること。
- (6) 令和6年11月26日(火)午後5時までに、京都市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、参加資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者又は再生可能エネルギー(再生可能エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。)を利用して得ることができるエネルギーをいう。)比率100%電気(京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む)の料金メニューで契約する者(以下「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者」という。)
- (7) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。
- (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については、次のとおり交付する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）

（電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286）

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和6年12月5日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提

出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

(ア) 2(3)から(5)までに掲げる条件に関する書類等

(イ) 2(6)の再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約する者については、要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料（指定様式「特定電源割当の予定について」）を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、京都市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類はワード、エクセル（Office 2016 で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。なお、添付できない申請書類がある場合は、(2)アのみ京都市電子入札システムに送り、(2)ア以外の申請書類は3(1)の場所に持参、又は書留郵便を到着させること。

イ 端末機利用者は、3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和6年12月5日（木）（休日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 参加資格の確認の通知等

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和6年12月10日（火）までに、インターネット利用者は確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者には一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和6年12月12日（木）午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和6年12月16日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

(7) 仕様書に対する質問及び回答期限

仕様書に関して質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」（別紙1及び2）（様式指定。エクセル（Office2016で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、持参又はFAX（075-682-0286）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和6年11月26日（火）午後5時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）

イ 回答の公表期限

令和6年12月2日（月）まで

ウ 回答方法

回答書を3(1)のホームページにおいて閲覧できるようにする。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

(ア) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

(イ) 指定した様式を用いていないもの

(ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

(エ) 質問内容が読み取れないもの

(オ) 当該入札に直接関係のないもの

(カ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者は、令和6年12月17日（火）、18日（水）及び19日（木）の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和6年12月17日（火）、18日（水）及び19日（木）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）

| | |
|------------------------|-------------|
| ア 京都市上下水道局太秦庁舎 | 15,801,000円 |
| イ 京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館 | 3,135,000円 |
| ウ 京都市上下水道局水道部上高野ポンプ場 | 23,972,000円 |
| エ 京都市上下水道局水道部洛西配水場 | 20,517,000円 |
| オ 京都市上下水道局水道部藤尾ポンプ場 | 6,606,000円 |
| カ 京都市上下水道局下水道部京北浄化センター | 4,222,000円 |

(3) 開札日時

令和6年12月20日（金）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果をインターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者には電話により通知する。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から2日(日数の計算に当たっては、休日を除く。)以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面(請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。)により行う。

6 入札方法等

(1) 入札は、上記1(4)に掲げる需要施設ごとに行う。

(2) 契約の締結は、単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月別の電力量料金などの単価を設定することを条件とする(入札金額は、「総額」により行うこと)。

なお、入札に当たっては、国等における電気料金の負担軽減策が講じられ、本契約が適用対象となる場合は、当該負担軽減策に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

(3) 落札の決定は、上記(2)による契約単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

この電気料金の総額には、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、燃料費調整単価、市場価格調整単価については、令和6年10月時点の単価を使用すること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシラリーサービス料金については、含めないものとする。

なお、契約後の燃料費調整単価、市場価格調整単価については、令和6年12月時点の電気供給条件に準ずる約款で、契約期間は適用すること。

また、入札書に又は記載する金額(以下「入札金額」という。)は、対象となる需要施設ごとに、当該供給条件に基づき、「積算内訳表」を用いて算定された電気料金の総額とし、この入札金額は、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めたものとする。

(4) 落札の決定に当たっては、入札金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約（供給）期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

(5) 契約の締結は、(2)に定める各税抜単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により、単価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

(6) 落札者は、落札決定後、積算において用いた「積算内訳表」を速やかに3(1)の場所に提出し、確認を受けたうえで、落札決定日から5日以内（休日を除く。）に契約書（案）を3(1)の場所に提出するものとする。

(7) 「積算内訳表」には、各参加資格者が設定する契約電力に対する常時電力及び予備電力の基本料金の契約単価（円/kW当たり。ただし、同一月においては、料金の設定区分に応じて単一の価格とする。）、予定使用電力量に対する電力量料金の契約単価（円/kWh当たり。ただし、同一月においては、料金の設定区分に応じて単一の価格とする。）並びに電気料金の調整額及びその内訳（期間によって金額が変動する場合は、入札日において確定しているものとする。）等を記載すること。

なお、設定区分については、入札条件の範囲内で、各参加資格者が設定する料金区分に応じて、項目の細分化をすることができることとする。ただし、月の中途中で日を区切って契約単価を変更することはできない。

(8) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

(9) 参加資格確認後、参加資格があると本市が認めた者が辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。上記の辞退手続を取らない場合は、無断欠席とみなし、入札参加資格停止等の措置を行う。

ただし、本件入札においては、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参

加資格が認められた者は、原則として有効な入札を行うこと。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低の価格で入札を行った者が二者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

9 予算不成立の場合の無効

- (1) 本件の契約日は令和7年4月1日とする。
- (2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。
- (6) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (7) 再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで契約した者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中に書面で提出しなければならない。
- (8) 本件入札に係る公告、仕様書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせ

を掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の3開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

- (9) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(上下水道局総務部契約会計課)